



令和5年6月8日

伊達市議会議長 菅野 喜明 様

伊達市議会政治倫理審査会委員長 佐藤 実

### 審査結果報告書

令和 5 年 1 月 6 日付けで審査請求のあった件について、伊達市議会議員政治倫理条例第12条第1項の規定に基づき、次のとおり審査結果を報告します。なお、審査会としての附帯意見は別紙のとおりです。

|                    |                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 審査請求の対象となった議員の氏名   | 佐藤栄治 議員                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 審査請求の対象となった事由の該当事項 | 伊達市議会議員政治倫理条例第3条第1項第7号                                                                                                                                                                                                                                  |
| 審査請求の対象となった事由の内容   | 令和4年12月7日伊達市長申し入れ書(「議会一般質問における発言について」)及び、従前からの本会議一般質問の発言内容虚偽疑惑。                                                                                                                                                                                         |
| 審査結果               | <p>本審査請求は、伊達市議会議員政治倫理条例に基づく審査請求として事実であることが確認できた。</p> <p>【理由】</p> <p>当該請求事案について国土交通省福島河川国道事務所及び、国見町役場総務課長に聞き取りを行い、内容確認を行ったが、佐藤栄治議員の発言した内容について、そのような事実は無いとの回答であった。また、佐藤栄治議員の過去の本会議一般質問での発言及び、市民からの苦情等についても調査した結果、伊達市議会議員政治倫理条例第3条第1項第7号に抵触することが確認された。</p> |



## 附 帯 意 見

伊達市議会政治倫理審査会は、佐藤栄治議員に係る審査結果報告書を議長に提出するにあたり、次のとおり意見を付する。

### 記

政治倫理とは、単なる道徳ではなく、政治に携わる者が持つべき職業倫理であり、議員活動において行動規範となるものである。

現在の本市議会議員政治倫理条例第3条第1項第7号は、市議会議員のみならず社会人として最低限守るべき規範のひとつであり、それに抵触することは市民の負託を受けた議員としてあってはならないことである。

佐藤栄治議員においては、令和3年11月、当時、議員としての不適切な言動により聞き取りを行い、令和4年2月、議長から斡旋利得の疑い等について厳重注意を受けた事実がある。

過去の経過を踏まえながら、審査会として複数の市民から聞き取りを行った結果、市民を代表する伊達市議会議員として相応しい人物ではないという言葉と、伊達市議会として厳しい処分を下すべきという意見をいただいた。

また、第8回の審査会で、佐藤栄治議員に対して国土交通省福島河川国道事務所や国見町役場における担当者との協議内容の確認、過去の本会議一般質問での発言における事実確認を行った結果、事実と異なることを本人が認め、伊達市議会政治倫理条例第3条第1項第7号に抵触することが確認された。

これらのことから、伊達市議会政治倫理審査会として佐藤栄治議員に辞職を勧告することが適切と判断する。

令和5年6月8日

伊達市議会議長 菅野 喜明 様

伊達市議会政治倫理審査会委員長 佐藤 実